



岡山弁護士会女性人権センター講演会

# 夫婦別姓ってなんなん? 困ることあるん?



## Zoom ウェビナー

参加無料

2022年3月25日(金) 午後2時～午後4時

2021年4月21日に、東京地裁において、24年前に米国で別姓のまま結婚した想田和弘氏と柏木規与子氏が、日本でも婚姻関係にあることの確認を国に求めた訴訟の判決があり、夫婦同姓を定めた民法の規定については、2015年の最高裁の大法廷判決を踏襲し合憲としたが、婚姻自体は有効と判断し、夫婦同姓を定める民法の規定の合理性にさらなる疑問符を投げかけることとなった。

今回の講演会では、この訴訟の当事者両名および代理人を務められた竹下博将弁護士を招いて、今回の訴訟を提起するに至った動機、訴訟において国に問い合わせたこと、広く世論に対してアピールしたいことなど、コーディネーターとの対談形式による講演の中で語って頂き、夫婦別姓をめぐる問題について理解を深めるとともに、選択的夫婦別姓の法制化の早期実現を目指す。

### 講演者



想田和弘さん

●映画監督

柏木規与子さん

●映画プロデューサー  
●舞踏家  
●太極拳師範

竹下博将弁護士

●第二東京弁護士会所属、  
別姓訴訟弁護団副団長

コーディネーター 高崎和美弁護士（岡山弁護士会）

### 申込書

必要事項をご記入の上、FAXもしくはQRコードからお申し込みください

お名前

お電話番号

メールアドレス

FAX 086-223-6566  
(岡山弁護士会)

申し込み用  
QRコード



※ご記入いただいた情報は、当セミナーに関する連絡、統計資料の作成以外の目的には使用しません。

聴覚障害のある方で、手話通訳、要約筆記のご希望がありましたら、下記お問い合わせ先へ3月15日(火)までにお申し出ください。

問い合わせ先 岡山弁護士会 TEL 086-223-4401(代) (平日 9:00~17:00)

主催 岡山弁護士会 共催 日本弁護士連合会・中国地方弁護士会連合会

岡山弁護士会では、選択的夫婦別姓の法制化を求めて、2021年に2つの会長声明を出しました。

## (2021.04.05) 選択的夫婦別姓の早期の法制化を求める会長声明

さる3月19日、岡山県議会において、選択的夫婦別姓の法制化に反対する意見書が採択された。2011年以降、このような意見書が、地方議会で採択された例はなく、マスコミにおいても全国的に報道されている。しかも、意見書採択に賛成した自民党の県議からは一人の賛成討論もなかった。

今回の意見書は、選択的夫婦別姓を認めると家族の一体感を失わせる、親子で違う姓を名乗ることが子どもの福祉に悪影響を与えるなどを法制化への反対理由としている。しかし、比較法的にも日本のような夫婦同姓制度を採用する国家は稀であり、夫婦別姓を採用する圧倒的多数の国において家族の一体感がない、子どもの福祉に悪影響があるとの立法事実はない。

逆に、現行の夫婦同姓の強制は、意に反して姓を強制されない人格権(憲法13条)を侵害している。また、96%は女性である妻が夫の姓を名乗っていること(2016年度厚労省人口動態統計)からすると、結局は結婚によって妻が夫の姓を名乗ることを事实上強制するものとなっており、法の下の平等(憲法14条)にも違反する。さらには、婚姻が両者の合意のみによって成立するとした婚姻の自由(憲法24条)の侵害もある。一方、選択的夫婦別姓制度では、夫婦同姓も選択できるのであるから、夫婦ともに同姓を望む者の利益も害されない。

1996年に法制審議会は、選択的夫婦別姓制度を盛り込んだ民法改正案を答申したが、未だに法制化は実現していない。これに対し、近年の世論調査では、選択的夫婦別姓を是とする意見が多数を占めており、しかもその比率は徐々に増している(2018年内閣府世論調査、早稲田大学棚村政行教授調査など)。また、民法の夫婦同姓制度の合憲性が争われた2015年12月16日最高裁大法廷判決でも、多数意見は現在の民法を合憲としたが、憲法24条に違反するとの理由で5名の裁判官の反対意見があり、今後の判例変更が十分にありうる論点である。今や選択的夫婦別姓法制化は大きな時代の流れとなっている。

にもかかわらず、今回、岡山県議会がこのような意見書を採択したことは、時代の大きな流れに逆行するものと言わざるを得ない。岡山弁護士会は、選択的夫婦別姓の法制化に賛成である。この問題についての岡山県民の理解が進み、選択的夫婦別姓の法制化が早期に実現することを強く望むものである。

2021年(令和3年)4月5日

岡山弁護士会

会長 則 武

透

## (2021.07.15) 夫婦同氏制を定める民法750条の規定を合憲とする最高裁判所大法廷決定を受けて、速やかな選択的夫婦別姓制度の導入を求める会長声明

1 本年6月23日、最高裁大法廷は、夫婦同氏を強制する民法750条の規定及び夫婦が称する氏を婚姻届出の必要的記載事項とする戸籍法74条1号の規定について、「民法750条の規定が憲法24条に違反するものでないことは、当裁判所の判例とするとところであり、…(略)…上記規定を受けて夫婦が称する氏を婚姻届の必要的記載事項と定めた戸籍法74条1号の規定もまた憲法24条に違反するものではないことは、平成27年大法廷判決の趣旨に従して明らかである。」とし、夫婦同氏制が合憲であるとの判断を示した。

そして、同決定は、「この種の制度の在り方は、平成27年大法廷判決の指摘するとおり、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にはかならない」と結論付けている。

2 しかし、このような最高裁の態度は、極めて重要な憲法判断を国会に丸投げしようとするものであり、司法としての責任を放棄し、憲法判断を実質的に回避したも同然である。

3 現在、選択的夫婦別姓制度の導入に賛成する割合は、反対の割合を上回っており、特に、18歳から29歳までは賛成50.2%、反対19.8%、30歳から39歳までは賛成52.5%、反対13.6%となっており、特にこれから婚姻することを考える者が多いと思われる世代を中心として選択的夫婦別姓制度の導入を支持する世論は高まっている(2017年内閣府「家庭の法制に関する世論調査」より)。

しかし、国会における議論は遅々として進んでいない。法制審議会が1996年に選択的夫婦別姓制度の導入を含む民法改正を答申したにもかかわらず、いまだ法案が提出されていないのである。

さらに、国の第5次男女共同参画基本計画においては、「夫婦別姓」という文言自体が削除されるなど、むしろ、議論が後退している感さえある。

4 また、今回の決定において、問題とされた各規定が憲法24条違反として違憲であるとの反対意見(裁判官宮崎裕子、裁判官宇賀克也)でも指摘されているとおり、妻側が姓を変更する夫婦の割合が約96%に上るという性別による不平等が存在している実態があり、また、平成27年大法廷判決後の旧姓使用の拡大は、夫婦同姓制度の合理性の実態を失わせている。

さらに、日本は、2016年には、女子差別撤廃条約の実施に関する進捗状況を検討するため同条約第17条に基づき設置された女子差別撤廃委員会から、民法750条を改正するようにとの3度目の勧告もなされていながら、その改正を怠っているのである。

5 岡山弁護士会は、2016年1月13日に、上記平成27年大法廷判決を批判し、選択的夫婦別姓制度の立法化及びこれに伴う戸籍法等の改正を強く求める内容の会長声明を発出した。

同様に、本年4月5日には、岡山県議会において、選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書が採択されたことに対し、時代の大きな流れに逆行するものとして、選択的夫婦別姓制度の法制化が早期に実現することを望む旨の会長声明を出したばかりである。

岡山弁護士会としては、この度の最高裁決定を受けて、改めて国に対して、選択的夫婦別姓制度の導入を可及的速やかに行うことを強く求めるものである。

2021年(令和3年)7月15日

岡山弁護士会

会長 則 武

透